

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 平成27年6月2日(火)
会議時間 9時59分開会 11時45分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長 : 中島里司
副委員長 : 安田 薫
委 員 : 高橋政悦、奥秋康子、西山輝和
議 長 : 加来良明
- 4 事務局 事務局長 佐藤秀美、係長 渋谷直親
- 5 説明員 副町長 金田正樹、総務課長 小笠原清隆
総務課長補佐 本田雅彦、行政管理係長 青沼博信
- 6 議 件
 - (1) 平成27年第3回定例会の運営について
 - ① 予定議案等(町・議会)の内容確認及び審査方法
 - ② 会期日程予定
 - ③ 陳情・請願・意見書について
義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書に関する請願
(請願者: 日本労働組合総連合会北海道清水地区連合会 紹介者: 北村光明議員)
地方財政の充実・強化を求める請願
(請願者: 日本労働組合総連合会北海道清水地区連合会 紹介者: 北村光明議員)
 - (2) 一般質問における連名質問について
 - (3) 議会でのクールビズについて
 - (4) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

議件(1)平成27年第3回定例会の運営について

委員長:(中島里司)ただいまから議会運営委員会を開催する。議題を掲げているとおり、第3回定例会の運営についての協議を行う。定例会の議案内容については執行側から説明員が来ているので説明をお願いしたい。それでは項目ごとに会議を進行する。

①予定議案等(町・議会)の内容確認及び審査方法

委員長:それでは、執行側からの説明をお願いします。

副町長:(金田正樹)別紙資料のとおり

議案第45号専決処分 一般会計補正予算

議案第46号専決処分 国保会計補正予算

議案第47号専決処分 町税条例等の一部改正

議案第48~49号 条例の一部改正

議案第50号~55号 各会計補正予算

議案第56号物品取得 議場音響設備

議案第57号物品取得 総合行政システム

議案第58号~60号 清水中学校大規模改修工事(建築・機械・電気)

議案第61号~62号 その他一般議案

委員長:ついでに議会からの説明をお願いします。

事務局長:(佐藤秀美)議会関係の提出案件は、委員会報告として総務文教・産業厚生常任委員会からの所管事務調査報告を行う。所管事務調査の申し入れを二つの常任委員会と議会運営委員会から行う予定。議会関係議案は清水町議会から「とから広域消防事務組合」へ選出する議会議員選挙を行う。陳情願意見書については、請願が2件提出されている。議員の派遣については西部十勝4町議会正副議長会議、北毎町議会議員研修会への派遣の決定を行いたい。

4月1日付けで人事異動があったので課長職の紹介を本会議前に例年行っているが、行ってよろしいか。

副町長:お願いします。

委員長:質疑等あれば出してほしい。

(ありませんの声あり)

委員長:次に審査方法について審議する。条例の一部改正、補正予算、一般議案は本会議での審査でよろしいか伺う。新設条例の提案は今回はない。異議あるか。

(よろしいですの声あり)

委員長:続いて会期について審議する。執行から出された提案予定のもので特に日程の中で急ぐものがある旨説明願う。

副町長:補正予算、物品の取得、工事請負契約については初日にお願ひしたい。現在仮契約で結んでいるので議決を受けた後に本体契約を結びたいと考えている。配慮願う。

委員長:説明があった件の確認をする。議案50号から60号までは急ぐものとなる。専決処分についても当然急ぐだろう。議案49号は補正予算に掛からないのか。

【休憩 10時16分】

委員長:再開する。

【再開 10時17分】

副町長:予算に掛かりはない。

委員長:執行からの話を踏まえて、要望とおりの日程にしてよろしいか伺う。よろしいか。

(よろしいですの声あり)

委員長:現状でのおおよその日程について事務局長から説明してほしい。

事務局長:現在考えられる日程について説明をする。初日の16日は開会前に4月1日付けで異動となった課長職の紹介を行う。その後議会運営委員長報告、行政報告、専決の承認、一般会計以下6会計の補正予算、物品取得、工事請負契約の審議を行ってはどうか。その後、議会関係の議案に移り、とから広域消防事務組合の議会議員選挙。これについては、事務組合から6月定例会の早い時期に審議し、報告をもらいたい旨の要望があった。その後初日には請願の付託を行いたい。初日の最後には常任委員会からの所管事務調査の報告を行って初日を終わりたいと考えている。通常では、開会の翌日は休会としているので17日は休会としたい。次はこれまで一般質問を行っているので、予備日を含めて18日、19日の二日間は一般質問としたい。委員会に付託した請願の審査が終了した時は早いうちに報告を行っていくことにしてはどうかと思っている。20日から22

日までを休会として23日には残りの議案の審議を予定している。議会側からは請願が採択になった時は意見書の提出と所管事務調査の申し入れ、議員の派遣についてを審議してはと考えている。

委員長：説明できる範囲内で日程の概略を説明してもらった。改めて会期は6月16日に開会して23日に閉会としたいが、日程的に質疑等あればお願いする。

(ありませんの声あり)

委員長：本日は説明があったとおりで予定日程としておきたい。執行側にお慰問願う。

【執行退席 10時22分】

委員長：③の項目に入る。この書面を受けて、所管の委員会に付託するかどうかを伺いたいと思う。請願についての文面を一読願う。

【休憩 10時24分】

委員長：再開する。

【再開10時27分】

委員長：義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書に関する請願についてはどのようにするか意見を願う。

輿秋委員：毎年意見書を出している請願だと思うが、本年も引き続き取り上げてよいと思う。

委員長：所管の委員会に付託するということか。

輿秋委員：はい。

委員長：次に地方財政の充実・強化を求める請願についての意見を願う。請願内容的にどうのこうのということではないのでよろしいか。

高橋委員：委員会に付託する意味が分からない。

委員長：委員会付託についての説明は、局長からお願いする。

事務局長：会議規則の中で所管の委員会に付託するとなっている。標準会議規則でもそうなっている。常任委員会制を採用しているので常任委員会に所管する部分も付託して、委員会で審査をしてもらう規則となっている。

高橋委員：であれば、議運でこれをどうするこうするといったものでないかと思ってしまうのか。

委員長：出てきたものを審議しているわけではなく、議運というのは議会の運営上に関わることを全て審議してということになっているので、この場でお諮りしていることになる。

事務局長：委員会の確認ということで、常任委員会は二つあるのでどちらの委員会に付託するか振り分けるの意味もある。

加味議長：いつまでに意見書をあげてほしいということもあるので、日程を議運で審議することもある。

高橋委員：請願内容についての説明について、所管する委員以外からの請願があった場合には委員会に出席してもらうかたちをとるのか。

委員長：必要があれば委員長の名において説明員として呼ぶことはできる。議員ばかりでなく関係団体を呼ぶこともできる。

高橋委員：休憩をお願いする。

委員長：休憩する。

【休憩 10:32】

- ・中身については委員会で変えることができるのか。
- ・第一として請願の審査、採択不採択を委員会で審査する。請願を採択した以上は意見書の提出を求めているはず出さなければならぬと思う。意見書の内容規則に審議する。
- ・最終的には議会でどうするかということになる。

委員長：再開する。

【再開 10:35】

委員長：請願については総務文教常任委員会へ付託する。

(2) 一般質問における連名質問について

委員長：資料が手元にあると思うが、事務局長から説明をお願いする。

事務局長：先日、高橋委員から提案があった、一般質問における連名質問の件について、委員長と共に調査研究を行った。(調査研究した結果の説明内容別紙資料のとおり)

委員長：意見等あればお願いする。

高橋委員：発言中は他の発言を許さないというのは当たり前のこと。以下をみると慎重に対応する必要があるという表現なので、慎重を要しなければならないことはないのではと思うが。

委員長：どういう状況が慎重ということなのか。

高橋委員：慎重じゃないというのは、際限がなくなる恐れがあるようなこと。議会運営上能力が悪くならないようにす

る。

委員長：他の意見もお願いします。調べた中で、議員の発言を議長に申し入れする場合は、一般的には挙手にて意思表示をする。一般質問で通告をする。それにより議員の質問趣旨というのが執行側で伝わるのが今現在の流れ。連名というのは一般質問の中で二人の名前を書いて、それを二人が同時に無理なので与えられた時間の中で一つの通告によってそれぞれが挙手しながら一つの通告した事項についての質問ができるようにという趣旨である。そういうことで間違いですか。

高橋委員：はい。

委員長：そういう部分で、過去において通告の中において、題目が似ているものがあつた。それについては質問の内容を変えながらということになっている。いまの制度を使っていくには一つの議題について質問内容を検討し、通告をして質問をすることで可能になるのでは。

皆さんからの意見があれは聞きたい。やれる方法があつて初めて賛成になるが、やろうということになれば方法論を考えなければならぬ。現状のスタイルが連名をこれから検討するのか。現状の制度を使いながら質問をしていくことも考えられるので意見を願う。

奥秋委員：高橋委員の斬新な発想でわたしも恥ずかしいが、事務局から調査をしていただいた結果を見て、北海道村議長会からの見解が非常に重いと見ている。いまの制度上では難しいのではと思う。はっきりと認めるべきではないと謳っているので現状の制度の中で二人からの通告は制度を変えなければ実現は難しいと思う。いままでどおりの中で一般質問を行うことを考えていくべきではないかと思う。

高橋委員：この見解を見ると連名での通告はだめだろうということは理解できる。ただ、議場の中で意見を持っていて、同じ質問をしたかった人がずっと黙って議席にいるということではなく、関連質問することができる方法を探って欲しい気がするだけで、それもルールを作り機能が悪くなったり、時間が無くなることも回避できると思う。通告以外の質問は認めるべきではないとあるが、聞いているとそれ以外のことを聞いている議員もいる。それを許していると運営上ルールを破っているということだからそこはたがをはめて、関連質問についてはルールを作り、すぐにはできないだろうが、全員協議会でも話を投げかけて議員の話を知りたいと思っている。

委員長：高橋委員に質問だが、通告をして質問をしている人の話を聞いて、通告をしていないで聞いている他の人が執行とのやり取りを聞いていて、その中で自分も聞きたいことがあるから意見を言わせてほしいという発言なのか。

高橋委員：そうではなくて、当然通告する文面が全く同じということはないだろうが、ポイントの部分は一緒だという事であれば、現状では後から通告した人が変えることになる。精査した段階で議長なりに被っているので関連質問として「あなたにだけ許可をする」という話で一般質問する前にこの質問に関しては、この件に関しては他の事前話してある議員に話をする権利を与えるようなルールができればと思っている。

加味議長：連名についての運用の仕方の部分では、受け付ける時点でもし、100パーセント被っていても答弁を受けてその次の方が質問の仕方や、視点を変えて入っていくようであれば受け付けている。ほごダメということはしてない。質問趣旨を聞いて、前に質問する議員の内容を伝えて後の議員には重複にならないように気を付けて質問をするようにと受付をしている。絶対にダメとはしていない。言い回しの工夫を求めている。

委員長：実際に執行側の答弁がその時にならないと分からない。執行側の答弁を聞いて、それなら自分も聞きたいことがあると思う。現状の制度ではそれなら通告をしておけばよかったとなるが、連名ではなく議長は議員にルールに沿った中でできるだけ受け入れるということを行っている。調査結果を見ると現状でやれるのではと思う。

高橋委員：何でこんなことに喰らいつくのかというと、実際の話でネット中継もされていて、それを見たり聞いたりしている人たちが自分と同じ気持ちでいると聞いた。そこを何とかしないと、「何度も似た質問をして」と思っている。執行者もその通告に似た答弁をしているのだろうが、さっきとどうなったのか違いが分からなくなっていると思う。それなら一度にやったらどうだということで、二番手の方は言い方を変えてやるというが、町民はそこを把握できるとは思えない。分りやすくするためにも、一つのことに対しては一度にやることが見えやすい議会になるのではと思っている。

委員長：他に意見はないか。

安田委員：高橋委員の言おうとしていることもわからないでもない。事務局がこれだけ調べてくれた以上は今までどおり可能性はないにしても、それを逆になったら質問時間の関係もあるので、通告制を採用している以上議員の発言は一人に限ることでよいと思う。

高橋委員：休憩をお願いします。

委員長：休憩する。

【休憩 10:57】

— 休憩中 会議の進め方について協議 —

委員長：会議を再開する。

【再開 11:19】

委員長：議題としている一般質問の連名質問について、6月定例会からと期限を切っているわけではない。全員協議会では示さないが、それぞれの常任委員会においてこの話題で議題として取り組んでいるということを正式の議題ではなくて構わないので、各委員長から委員会の中で意見を話題として聞いておいていただきたい。委員長にお願いしてよいのか。

奥秋委員：議題提供ことどもめておいてよいのか。報告をした方がよいのか。

委員長：出してもらった意見を議題で持ち込んでほしい。そうすることにより、再度議題で協議できると思う。これについては継続審査として、それぞれの議員に問いかけていただきたい。次回の議題の中で意見として出してほしい。継続とすることによいのか。

(よろしいとの声あり)

委員長：継続ということで、次回に調査をさせていただく。

(3) 議会でのクールビズの取り組みについて

委員長：事務局に管内状況を調査してもらった。事務局長から説明をお願いする。

事務局長：(別紙資料に基づいて)管内町村の取り組みについて説明

行政視察の都度協議とは訪問する場合は相手側に確認をし、受け入れの際は来る方に確認をするということ。上着は入室時に着用とか開閉会時に着用するなどある。上着は議員記章の着用規定があるので開閉会や開会着用としたものが多い。

委員長：管内調査結果を説明してもらったが、どのように取り進めてよいのか。変更するなら6月定例会から行っていきたい。議会本会議から順に聞いていきたい。清水町は現在上着・ネクタイ着用となっている。変えないというのも一つの案だが意見をお願いする。

安田委員：芽室町のネクタイ自由というのは、してもしなくてもよいということか。隣の新得とは差があるが、温かい地域から来る人はほとんどネクタイなしとなっている。それであればやはり最近温暖化で暖かくなっているので是非とも少し自由な形でできればよいのかと思う。芽室に習うわけではないがそこまで行ってもよいと思う。

委員長：いまの意見でネクタイは自由でよいのか。上着はどうするのか。

安田委員：芽室と同じで。

委員長：会議の開閉会時に着用するというでよいのか。

安田委員：はい。

西山委員：本会議はネクタイなし。上着は開閉会時の着用でよいと思う。

奥秋委員：クールビズには賛成する。天気の状態により、上着は着ても着なくても、ネクタイの有無もどちらでもよいと思う。女性はどうしたらよいのか。ただのブラウスでよいのか。

委員長：記章を付けられるかどうかだと思う。上着はどうか。

奥秋委員：天気の都合でよいと思う。

委員長：そういうものでよい。それは着ても着なくても自由ということか。

奥秋委員：入場時には上着を着用するというで、ネクタイはどちらでもよいということ構わない。

西山委員：それでよい。

高橋委員：皆さんの言うとおりでよい。

委員長：再確認する。本会議はネクタイ自由。上着については開閉会時には着用とする。よろしいのか。

(はいの声あり)

委員長：委員会についてのネクタイは自由となっている。上着は着用となっているが、本会議と同じで常時着用でなく審査中期間で構わないということによいのか。

(はいの声あり)

委員長：全道議員研修については、すでにネクタイ自由にしている。上着は記章の関係で特参としているがそれでよいのか。

(はいの声あり)

委員長：視察研修についてはネクタイ・上着着用となっている。訪問先へ伺うわけだから、礼を尽くすということでネクタイ着用にしてはいたが、昨今のこういう時代でもあり、先ほど局長から話があった相手側の状況に応じてということだが、いま現在は視察に行くときに聞いていないのか。

事務局長：行く際にはネクタイ着用と決めているので聞いていない。受け入れの際は視察依頼文書にクールビズで伺うと書いてあるところもある。改めてこちらから確認していない。行くときも来る時もこちらはネクタイ着用のスタイルなので確認していない。

委員長：視察に行く場合、事前にクールビズで行くと書いておけば失礼にならないと思う。

安田委員：最近暖かくなってきたので、ネクタイ着用でなくてもよいと思う。議長は相手が来る時にネクタイを外した

ことはあるのか。

加味議長：相手がクールビズで来るといときには外してはいたことはある。

安田委員：視察研修は自由でいいと思う。上着は着用で。

奥秋委員：相手にクールビズで行ってもいいかと尋ねて行くのであればいいと思う。

委員長：伺いをたてるのではなく、こちらの方針としてクールビズで伺うということを伝えれば後は相手の対応だと思う。他にどうか。

西山委員：奥秋委員の言うとおりに、伝えてから行動したらよい。

高橋委員：視察研修については、視察先の問題があるが明らかに格式あるところに行くときにはネクタイなしでクールビズなのは気が引けると思う。臨機応変でよいのでは。

委員長：現実にはありえる話だ。基本的には自由にしておいて、状況において訪問時には全員ネクタイをするというように申し合わせをすることも可能だろう。自由ということにしているので、ノーネクタイとしていることではないのでケースバイケースにより常識ある判断をして行動する必要がある。そこで、ネクタイは自由、上着は着用としたい。異議はあるか。

(なしの声あり)

委員長：行政視察の受け入れについては、相手によって当議会としてネクタイは自由として、上着は着用としておきたいがどうか。

事務局長：上着は開閉時着用なのか、どうなのかを整理してもらいたい。

委員長：そこについて特別な意見はあるか。全道議員研修時などは入場時においては上着を着用することにしているのか。

加味議長：全道研修については、議員研修で講師からの話を聞くだけなので、記事は上着についているのでそこまで細かく決める必要はないのでは。

委員長：着用として、自由とするわけはないので、視察研修については入場時は着用して、開閉時着用でいいのでは。基本的にネクタイは自由。上着については本会議・委員会・研修会・視察研修・視察受け入れについては開閉会時着用ということではいかがか。

(いいですの声あり)

委員長：そういうことで決定する。6月定例会からということで全員協議会は定例会前に予定があるので、それぞれの常任委員長の名のもとに事務局から文書が何かで連絡をしてもらいたい。

加味議長：全員協議会が開会前になるので、全員にこれから取り組むメールを送り、開会中には全員協議会があるのでその時に詳細を話したらよいのではないかと。

委員長：メールがあるので、議運としては6月定例会からクールビズに取り組むという連絡をすることでよろしいかと。(よろしいですの声あり)

委員長：事務局は連絡をお願いします。(4) その他は特にあるか。

加味議長：クールビズの仲は実行側にも対応を求めるので私から伝えることでよいかと。

委員長：お願いします。本日の議事は全て審議終了した。一般質問の連名については継続とさせてもらう。以上で今日の会議を終了する。